

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年二月二十五日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まごころ薬局	山形市若宮一―一―三二	令和八年三月一日
プライム調剤薬局	山形市松原三二二―八	令和八年三月一日
ホープ薬局村山駅西店	村山市駅西一八―五	令和八年三月三日
しのめ調剤薬局	天童市糠塚二丁目八番三二号	令和八年三月一日
いちご薬局	天童市南町三丁目一四―二六	令和八年三月一日